

監査の結果報告に基づいて講じた措置の公表

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、石川県知事等から、監査結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、別紙のとおり公表する。

令和8年10月9日

石川県監査委員	室谷弘幸
同	吉田修
同	村上勝
同	作田有子

(別紙)

第36-1号
令和8年9月1日

石川県監査委員様

石川県知事 山野之義

令和8年7月27日付け石監査第148号で提出のあった監査の結果に基づいて、下記のとおり措置したので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

記

指摘事項	機関名	監査結果に基づいて講じた措置
契約事務において、入札に付すべき委託契約を随意契約で実施するなど不適切なものがあった。 今後、このようなことがないよう十分注意すること。	白山ろく民俗資料館	今後このようなことがないよう、「会計事務の手引き」を熟読し、適切な事務処理に努めるよう指導を行った。

第 3 6 - 2 号

令和8年9月1日

石 川 県 監 査 委 員 様

石 川 県 知 事 山 野 之 義

令和8年7月27日付け石監査第148号で提出のあった監査の結果に基づいて、下記のとおり措置したので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

記

指摘事項	機関名	監査結果に基づいて講じた措置
除雪業務委託等の単価契約事務において予定価格が作成されていないものがあった。 今後、このようなことがないよう十分注意すること。	白山ろく民俗資料館	今後このようなことがないよう、「会計事務の手引き」を熟読し、予定価格の作成を失念することがないよう指導を行った。

第 3 6 - 3 号

令和8年9月1日

石 川 県 監 査 委 員 様

石 川 県 知 事 山 野 之 義

令和8年7月27日付け石監査第148号で提出のあった監査の結果に基づいて、下記のとおり措置したので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

記

注意事項	機関名	監査結果に基づいて講じた措置
財産事務において、建物の借受けに係る貸付借受財産異動報告書が提出されていないものがあった。 今後、このようなことがないよう注意すること。	白山ろく民俗資料館	今後このようなことがないよう、「物品管理事務マニュアル」を確認し、不明な点は管財課に確認しながら適正な事務処理に努めるよう指導を行った。

美 第 2 5 9 号
令和8年8月31日

石 川 県 監 査 委 員 様

石 川 県 知 事 山 野 之 義

令和8年7月27日付け石監査第148号で提出のあった監査の結果に基づいて、下記のとおり措置したので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

記

注意事項	機関名	監査結果に基づいて講じた措置
タイヤ交換等にかかる支出事務において、支出負担行為によるべきものについて、支出負担行為併びに支出命令票で支出を行っていたものがあった。 今後、このようなことがないよう注意すること。	美術館	伺い区分を「会計事務の手引き」で確認するとともに、担当者以外の総務課員及び総務課長がチェックする。

生 安 第 3 7 1 号
令和8年9月9日

石 川 県 監 査 委 員 様

石 川 県 知 事 山 野 之 義

令和8年8月31日付け石監査第234号で提出のあった監査の結果に基づいて、下記のとおり措置したので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

記

注意事項	機関名	監査結果に基づいて講じた措置
支出事務について、管財課において見積徴収し契約締結すべきところ、自所属において事務処理したものがあつた。	生活安全課	今後は、財務規則、管財課通知やオープンカウンター実施要領などをしっかりと確認・活用するなど、担当者だけでなく、担当GL、予算担当を含む複数人によるチェックを徹底することで再発防止を図ることとした。

地 振 第 1 4 1 号

令和8年9月9日

石 川 県 監 査 委 員 様

石 川 県 知 事 山 野 之 義

令和8年8月31日付け石監査第234号で提出のあった監査の結果に基づいて、下記のとおり措置したので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

記

指摘事項	機関名	監査結果に基づいて講じた措置
財政的援助事務において、県が事務局を担う任意団体が国庫補助金の交付決定を受けている事業費に対して、重ねて県補助金として交付決定、支払い、戻入しているものがあった。	地域振興課	国の補助金を財源とする県の補助事業を実施する場合は、県が交付決定を行う際に、国の補助金の交付要綱等の確認に加え、疑義がある場合は国への確認を徹底する。

教学第1039号

令和8年9月10日

石 川 県 監 査 委 員 様

石 川 県 教 育 委 員 会

令和8年8月31日付け石監査第234号で提出のあった監査の結果に基づいて、下記のとおり措置したので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

記

注意事項	機関名	監査結果に基づいて講じた措置
契約事務において、見積徴収者数を誤ったものがあった。	学校指導課	会計事務の手引き（見積徴収者数早見表）により、必要な見積徴収者数に誤りがないか複数の職員で確認する。